

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
(株)フジクリーン茨城	茨城県水戸市谷津町細田 1 - 2 1	3 - 0 0 4 0 8

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 5 月 31 日～令和 5 年 6 月 31 日（1 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する物品調達等

4. 事実概要

当該業者は、令和 5 年 5 月 2 6 日に茨城町が実施した、R 5 浄化槽維持管理業務委託（葵小学校外 3 小学校）の指名競争入札において落札者となりながら、入札金額の誤りとして契約を辞退した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成 2 9 年要領第 4 号）別表第 1 9 号に該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）